

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人育て上げネットの役員に対する報酬について定める。

### (定義)

第2条 本規程における役員とは、理事、監事をいう。

### (報酬)

第3条 役員は原則無報酬とする。但し、法人事務局職員として勤務する者には給与としての支給を行えるものとする。

### (実費弁償)

第4条 役員（法人事務局職員を兼務するものを除く。以下同じ）が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

### (その他)

第5条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

### (改廃)

第6条 本規程の改廃は、経営ボード会議の決議により行い、理事会の承認を得るものとする。

### 付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

令和5年7月1日 改定